

福岡県公報

令和七年四月十一日
第五百八十七号
増刊 ①

目次

規 則 (第二十四号―第二十六号)

- 福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (がん感染症疾病対策課) ……………一
- 福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (がん感染症疾病対策課) ……………二
- 福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) ……………二

告 示 (第二百五十八号)

- 農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示 (農村森林整備課) ……………二六

再 掲

- 福岡県税条例の一部を改正する条例 (税 務 課) ……………二六
- 福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人 事 課) ……………二八
- 福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (人 事 課) ……………三二
- 福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人 事 課) ……………三三
- 福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人 事 課) ……………三四
- 福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人 事 課) ……………三四
- 福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する規程 (がん感染症疾病対策課) ……………三五

正 誤

- 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する

規 則

条例 (令和七年福岡県条例第一号) 中正誤 ……………二七

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和七年四月十一日
福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十四号

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県児童福祉法施行細則 (昭和二十八年福岡県規則第五十九号) の一部を次のように改正する。

様式第一号中

保険種別	協会・共済・健組・国組・市町村国保・生保・その他	被保険者証の記号・番号
被保険者証発行機関名		

を

保険種別	協会・共済・健組・国組・市町村国保・生保・その他	記号・番号
被保険者名 (保険者番号)		

に改める。

様式第二号中

「被保険者証の記号及び番号」を「被保険者証の記号及び番号」に改め、「被保険者証を」を「被保険者証及び」に改める。

密令四四三に添えて」を削る。

様式第四号中「医療保険証に」を「加入医療保険に」及び「医療保険証の」を「医療保険の資格情報」が確認できる資料の」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)
- この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をし

て使用することができる。

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年四月十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十五号

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する

規則

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年福岡県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中

被保険者証 発行機関名	被保険者証の 記号・番号
----------------	-----------------

を

被保険者名 (保険者番号)	記号・番号
------------------	-------

に改め

、同様式別紙一中「健康保険証」を「資格確認書」に改める。

様式第二号中

被保険者証の 記号及び番号	を	記号及び番号
------------------	---	--------

に改め、「被保険者証

や組合員に添えて」を削る。

様式第四号中「被保険者証」を「加入医療保険」に、

被保険者名	を
-------	---

被保険者名 (保険者番号)	に
------------------	---

被保険者証に」や「加入医療保険に」に、「医療保険証」や「医療保険の資格情報」を「資格確認書」に改める。

様式第十九号別紙一中「済滞殆済時計」を「済滞時計」に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年四月十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十六号

福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行

細則の一部を改正する規則

福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十九年福岡県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「変更届出書」を「指定障がい福祉サービス事業所・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業所変更届出書」に改める。

様式目次中

別紙

- | | | |
|-----|------------------------------------|-----|
| 付表一 | 他の法律において既に指定を受けている事業等について | 第二条 |
| 付表二 | 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所の指定に係る記載事項 | 第二条 |
| 付表三 | 居宅介護等を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項 | 第二条 |
| 付表四 | 療養介護事業所の指定に係る記載事項 | 第二条 |
| 付表五 | 生活介護事業所の指定に係る記載事項 | 第二条 |
| 付表六 | 一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項 | 第二条 |
| 付表七 | 削除 | |
| 付表八 | 短期入所事業所の指定に係る記載事項 | 第一条 |

付表六	重度障がい者等包括支援事業所の指定に係る記載事項	第二条
付表七	共同生活援助事業所（グループホーム）の指定に係る記載事項その一・その二・その三	第二条
付表七―二	共同生活援助事業所（地域移行支援型ホーム）の指定に係る記載事項その一・その二・その三	第二条
付表七―三	削除	
付表八	障がい者支援施設の指定に係る記載事項	第二条
付表八―二	昼間実施サービス及び施設入所支援に係る記載事項	第二条
付表八―三	従業員の職種・員数に係る記載事項	第二条
付表九	自立訓練（機能訓練）事業所の指定に係る記載事項	第二条
付表九―二	一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項	第二条
付表十	自立訓練（生活訓練）事業所の指定に係る記載事項	第二条
付表十―二	一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項	第二条
付表十一	就労移行支援事業の指定に係る記載事項	第二条
付表十一―二	一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項	第二条
付表十二	就労継続支援事業の指定に係る記載事項	第二条
付表十二―二	一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項	第二条
付表十三	就労定着支援事業所の指定に係る記載事項	第二条
付表十三―二	一般就労移行実績	第二条
付表十四	自立生活援助事業所の指定に係る記載事項	第二条
付表十五	指定障がい福祉サービス事業所に係る多機能型による事業を実施する場合の記載事項（総括表）その一・その二	第二条
付表十六	指定一般相談支援事業所の指定に係る記載事項	第二条
付表十六―二	他の事業所又は施設の従業者と兼務する地域移行支援・地域定着支援に従事する者について	第二条
付表十七	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書その一・その二	第二条
別紙一	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表その一・その二・その三	第二条
別紙二	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	第二条
別紙二―二	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（障がい者支援施設）その一・その二・その三	第二条
別紙三	視覚障がい者又は聴覚言語障がい者の状況	第二条

別紙四	重度障がい者の状況	第二条
別紙四―二	重度障がい者支援加算(Ⅱ)に関する届出書	第二条
別紙五	障害基礎年金一級を受給する利用者の状況（重度者支援体制加算に係る届出書）	第二条
別紙六	就労移行支援体制加算に関する届出書	第二条
別紙七	食事提供に係る体制	第二条
別紙八	短期滞在及び精神障がい者退院支援施設に係る体制	第二条
別紙九	共同生活援助の重度障がい者支援加算に係る届出書	第二条
別紙九付表	削除	
別紙十	削除	
別紙十一	夜間支援等体制加算届出書	第二条
別紙十二	削除	
別紙十三	削除	
別紙十四	削除	
別紙十五	特定事業所加算に係る届出書その一・その二・その三・その四	第二条
別紙十六	人員配置体制加算に関する届出書	第二条
別紙十六―二	人員配置体制加算に関する届出書	第二条
別紙十七	福祉専門職員配置等加算に関する届出書	第二条
別紙十七―二	福祉専門職員配置等加算に関する届出書（共生型短期入所）	第二条
別紙十八	栄養士配置加算及び栄養マネジメント加算に関する届出書	第二条
別紙十九	夜勤職員配置体制加算に関する届出書	第二条
別紙二十	夜間看護体制加算に関する届出書	第二条
別紙二十一	地域移行支援体制強化加算及び通勤者生活支援加算に係る体制（宿泊型自立訓練事業所）	第二条
別紙二十二	削除	
別紙二十二―二	夜間支援等体制加算届出書（宿泊型自立訓練事業所）	第二条
別紙二十三	実務経験及び研修証明書	第二条
別紙二十四	目標工賃達成指導員対象施設の配置状況	第二条
別紙二十五	削除	

様式第1号(第2条関係)

指定障がい福祉サービス事業所
指定障がい者支援施設
指定一般相談支援事業所

指定(更新)申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地
申請者 名称
代表者

表題の事業所・施設に係る指定(指定の更新)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		法人番号(13桁)																		
申請者 (設置者)	フリガナ																			
	名称																			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)		県		郡・市														
	連絡先	電話番号	(内線)						FAX番号											
		E-mailアドレス																		
法人等の種類																				
代表者の職・氏名・生年月日	職名	フリガナ		氏名		生年月日														
代表者の住所	(郵便番号 -)		県		郡・市															
指定を受けようとする事業所・施設の種類の種類	フリガナ																			
	名称																			
	事業所(施設)の所在地	(郵便番号 -)		県		郡・市														
	多機能型事業所に係る指定の申請の場合は○																			
	同一所在地において行う事業等の種類		共生型サービスの指定を申請するものに○	今回の指定(更新)申請をする対象事業等に○	既に指定を受けている事業に○	事業の開始予定年月日	本申請書に添付して提出する様式(付表)													
	指定障がい福祉サービス事業所	居宅介護											付表1							
		重度訪問介護											付表1							
		同行援護											付表1							
		行動援護											付表1							
		療養介護											付表2							
生活介護												付表3								
短期入所												付表4								
重度障がい者等包括支援												付表5								
自立訓練(機能訓練)												付表6								
自立訓練(生活訓練)												付表6								
就労移行支援												付表7								
就労継続支援A型												付表8								
就労継続支援B型												付表8								
就労定着支援											付表9									
自立生活援助											付表10									
共同生活援助											付表11									
指定障がい者支援施設(施設入所支援)											付表12									
指定一般相談支援事業所	地域移行支援											付表13								
	地域定着支援											付表13								
【既に指定を受けている場合】事業所番号																				

(備考)

- 「法人等の種類」欄には、「社会福祉法人(社協以外)」、「社会福祉法人(社協)」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人(NPO)」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体(都道府県)」、「地方公共団体(市町村)」、「地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
- 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をする事業及び既に指定を受けている事業のそれぞれに「○」を記載してください。
- 「【既に指定を受けている場合】事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。
- 「事業の開始予定年月日」欄については、更新の場合にあっては、現に受けている指定の有効期間満了日を記載してください。

付表1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ 名称							
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	連絡先	電話番号		FAX				
	E-Mail							
事業所以外の 事務所	フリガナ 名称							
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	連絡先	電話番号		FAX				
	E-Mail							
管理者	フリガナ 氏名		生年月日		年	月	日	
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)							
	他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称 兼務する職種及び勤務時間等						
サービス提供者	フリガナ 氏名		生年月日		年	月	日	
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市						
実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の実施について定めてある条例等 第 条 第 項 第 号								
○運営・設備に関する基準の確認に必要な事項								
営業日(該当する日に○)	日	月	火	水	木	金	土 祝	
	その他(年末年始等)							
営業時間	平日	: ~ :						
	土曜	: ~ :						
	日・祝	: ~ :						
サービス内容	身体介護		身体介護(通院介助)					
	家事援助		家事援助(通院介助)					
	乗降介助							
利用料								
その他の費用								
通常の事業の実施地域								

(備考)

1. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
2. 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容についても記載してください。

付表2 療養介護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ 名称							
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	連絡先	電話番号		FAX				
	E-Mail							
管理者	フリガナ 氏名			生年月日	年 月 日			
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)							
	他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称						
		兼務する職種及び勤務時間等						
サービス 責任者	フリガナ 氏名			生年月日	年 月 日			
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市						
実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の実施について定めてある条例等		第 条 第 項 第 号						
○運営・設備に関する基準の確認に必要な事項								
利用定員(人)				利用者の推定数(人)				
営業日(該当する日に○)	日	月	火	水	木	金	土 祝	
	その他(年末年始等)							
営業時間	平日	:		~		:		
	土曜	:		~		:		
	日・祝	:		~		:		
利用料								
その他の費用								
通常の事業の実施地域								
設備	多目的室(ダイルーム)の有無(いずれかに○)				有	無		

(備考)

1. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
2. 更新の場合には、「利用者の推定数」欄は前年度の平均利用者数を記入してください。
3. 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容についても記載してください。

付表3 生活介護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ 名称							
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	連絡先	電話番号				FAX		
	E-Mail							
管理者	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日					
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)							
	他の事業所又は施設の従 業者との兼務(兼務の場 合記入)	事業所等の名称	兼務する職種及び勤 務時間等					
サービス 責任者	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日					
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市						
実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の実施について定めてある条例等 第 条 第 項 第 号								
〇運営・設備に関する基準の確認に必要な事項								
利用定員(人)								
利用者の推定数 (人)	事業所が申告する障がい支援区分の平均値							
	サービス単位	4未満	4以上5未満	5以上				
	サービス単位1							
	サービス単位2							
営業日(該当する 日に〇)	日	月	火	水	木	金	土 祝	
	その他(年末年始等)							
	平日	:	~	:				
営業時間	土曜	:	~	:				
	日・祝	:	~	:				
利用料								
その他の費用								
通常の事業の実施 地域								
協力医療機関 名称 主な診療科名								
〇一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項								
事業所	フリガナ 名称							
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	連絡先	電話番号				FAX		
	E-Mail							
サービス 責任者	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日					
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市						
実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の実施について定めてある条例等 第 条 第 項 第 号								
利用定員(人)								
利用者の推定数 (人)	事業所が申告する障がい支援区分の平均値							
	サービス単位	4未満	4以上5未満	5以上				
	サービス単位1							
	サービス単位2							
営業日(該当する 日に〇)	日	月	火	水	木	金	土 祝	
	その他(年末年始等)							
	平日	:	~	:				
営業時間	土曜	:	~	:				
	日・祝	:	~	:				
利用料								
その他の費用								
通常の事業の実施 地域								
協力医療機関 名称 主な診療科名								

(備考)

1. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
2. 更新の場合には、「利用者の推定数」欄は前年度の平均利用者数を記入してください。
3. 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容についても記載してください。

付表4 短期入所事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ 名称							
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	連絡先	電話番号				FAX		
	E-Mail							
管理者	フリガナ 氏名			生年月日	年 月 日			
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)							
	他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称			兼務する職種及び勤務時間等			
事業所の種別(いずれかに○)及び定員(人)	種別	空床型		定員 本体施設の空床の範囲内				
		併設型						
		単独型						
本体施設の種別・名称・定員・入所者数	名称					定員		
	種別					前年度平均入所者数		
実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の実施について定めてある条例等						第 条 第 項 第 号		
○運営・設備に関する基準の確認に必要な事項								
利用者の推定数(人)								
営業日(該当する日に○)	日	月	火	水	木	金	土 祝	
	その他(年末年始等)							
営業時間	平日	:		~		:		
	土曜	:		~		:		
	日・祝	:		~		:		
利用料								
その他の費用								
通常の事業の実施地域								
協力医療機関	名称				主な診療科名			

(備考)

1. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
2. 更新の場合には、「利用者の推定数」欄は前年度の平均利用者数を記入してください。
3. 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容についても記載してください。

付表5 重度障がい者等包括支援事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ 名称							
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	連絡先	電話番号				FAX		
	E-Mail							
事業所以外の	フリガナ 名称							
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	連絡先	電話番号				FAX		
	E-Mail							
管理者	フリガナ 氏名			生年月日	年 月 日			
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)							
	他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称		兼務する職種及び勤務時間等				
サービス提供者	フリガナ 氏名			生年月日	年 月 日			
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市						
実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の実施について定めてある条例等 第 条 第 項 第 号								
○人員に関する基準の確認に必要な事項								
従業者の職種・員数	居宅介護等従業者	その他の従業者						
	専従	兼務	専従	兼務				
常勤(人)								
非常勤(人)								
常勤換算後の人数(人)								
基準上の必要人数(人)								
○運営・設備に関する基準の確認に必要な事項								
事業所の体制	提供する障がい福祉サービス	種類	事業所名					
	第三者委託により提供する障がい福祉サービス	種類	事業所名	所在地				
	利用者からの連絡対応体制の概要							
利用者の推定数(人)								
主たる対象者(いずれかに○)	特定しない	I 類型		II 類型		III 類型		
営業日(該当する日に○)	日	月	火	水	木	金	土 祝	
	その他(年末年始等)							
営業時間	平日	:		~		:		
	土曜	:		~		:		
	日・祝	:		~		:		
利用料								
その他の費用								
通常の事業の実施地域								
協力医療機関	名称				主な診療科名			

(備考)

1. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別業に記載した書類を添付してください。
2. 更新の場合には、「利用者の推定数」欄は前年度の平均利用者数を記入してください。
3. 「その他の費用」欄には、利用者へ直接金銭の負担を求める場合のサービス内容についても記載してください。

付表6 自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業所の指定に係る記載事項

サービス種別(申請するものに○)		機能訓練		生活訓練		宿泊型自立訓練を実施する場合は○		
事業所	フリガナ 名称							
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	連絡先	電話番号		FAX				
	E-Mail							
管理者	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日					
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)							
	他の事業所又は施設の従業員との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称	兼務する職種及び勤務時間等					
サービス管 理責任者	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日					
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市						
実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の実施について定めてある条例等 第 条 第 項 第 号								
○運営・設備に関する基準の確認に必要な事項								
訪問事業の実施	有	無						
利用定員(人)								
利用者の推定数(人)								
営業日(該当する日に○)	日	月	火	水	木	金	土	祝
	その他(年末年始等)							
営業時間	平日	:	~			:		
	土曜	:	~			:		
	日・祝	:	~			:		
利用料								
その他の費用								
通常の事業の実施地域								
協力医療機関	名称		主な診療科名					
○一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項								
事業所	フリガナ 名称							
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	連絡先	電話番号		FAX				
	E-Mail							
サービス管 理責任者	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日					
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市						
実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の実施について定めてある条例等 第 条 第 項 第 号								
訪問事業の実施	有	無						
利用定員(人)								
利用者の推定数(人)								
営業日(該当する日に○)	日	月	火	水	木	金	土	祝
	その他(年末年始等)							
営業時間	平日	:	~			:		
	土曜	:	~			:		
	日・祝	:	~			:		
利用料								
その他の費用								
通常の事業の実施地域								
協力医療機関	名称		主な診療科名					

(備考)

- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別業に記載した書類を添付してください。
- 更新の場合には、「利用者の推定数」欄は前年度の平均利用者数を記入してください。
- 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容についても記載してください。

付表7 就労移行支援事業所の指定に係る記載事項

サービス種別(申請するものに○)		一般型		資格取得型	
事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市			
	連絡先	電話番号		FAX	
	E-Mail				
管理者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名				
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市			
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)				
	他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称	兼務する職種及び勤務時間等		
サービス管	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名				
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市			
実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の実施について定めてある条例等					第 条 第 項 第 号
○運営・設備に関する基準の確認に必要な事項					
利用定員(人)					
利用者の推定数(人)					
利用料					
その他の費用					
通常の事業の実施地域					
協力医療機関	名称		主な診療科名		
提携就労支援機関					
○一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項					
事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市			
	連絡先	電話番号		FAX	
	E-Mail				
サービス管	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名				
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市			
実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の実施について定めてある条例等					第 条 第 項 第 号
利用定員(人)					
利用者の推定数(人)					
利用料					
その他の費用					
通常の事業の実施地域					
協力医療機関	名称		主な診療科名		
提携就労支援機関					

(備考)

1. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
2. 更新の場合には、「利用者の推定数」欄は前年度の平均利用者数を記入してください。
3. 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容についても記載してください。

付表8 就労継続支援事業所の指定に係る記載事項

サービス種別(申請するものに○)		就労継続支援A型		就労継続支援B型	
事業所	フリガナ 名 称				
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市			
	連絡先	電話番号		FAX	
	E-Mail				
管理者	フリガナ 氏 名		生年月日	年	月 日
	住 所	(郵便番号 -) 県 郡・市			
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)				
	他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称	兼務する職種及び勤務時間等		
サービス管 理責任者	フリガナ 氏 名		生年月日	年	月 日
	住 所	(郵便番号 -) 県 郡・市			
実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の実施について定めてある条例等 第 条 第 項 第 号					
○運営・設備に関する基準の確認に必要な事項					
利用定員(人)					
利用者の推定数(人)					
利用料					
その他の費用					
通常の事業の実施地域					
協力医療機関	名称		主な診療科名		
○一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項					
事業所	フリガナ 名 称				
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市			
	連絡先	電話番号		FAX	
	E-Mail				
サービス管 理責任者	フリガナ 氏 名		生年月日	年	月 日
	住 所	(郵便番号 -) 県 郡・市			
実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の実施について定めてある条例等 第 条 第 項 第 号					
利用定員(人)					
利用者の推定数(人)					
利用料					
その他の費用					
通常の事業の実施地域					
協力医療機関	名称		主な診療科名		

(備考)

1. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
2. 更新の場合には、「利用者の推定数」欄は前年度の平均利用者数を記入してください。
3. 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容についても記載してください。

付表9 就労定着支援事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ 名称							
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	連絡先	電話番号				FAX		
	E-Mail							
管理者	フリガナ 氏名			生年月日	年 月 日			
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)							
	他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称						
		兼務する職種及び勤務時間等						
サービス責任者	フリガナ 氏名			生年月日	年 月 日			
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市						
実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の実施について定めてある条例等		第 条 第 項 第 号						
○運営・設備に関する基準の確認に必要な事項								
利用者の推定数(人)								
一体的に運営する事業所の前年度の平均利用者数(人)								
営業日(該当する日に○)	日	月	火	水	木	金	土 祝	
	その他(年末年始等)							
営業時間	平日	:		~		:		
	土曜	:		~		:		
	日・祝	:		~		:		
利用料								
その他の費用								
通常の事業の実施地域								

(備考)

1. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
2. 更新の場合には、「利用者の推定数」欄は前年度の平均利用者数を記入してください。
3. 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容についても記載してください。

付表10 自立生活援助事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ 名 称						
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市					
	連絡先	電話番号			FAX		
	E-Mail						
管理者	フリガナ 氏 名			生年月日	年 月 日		
	住 所	(郵便番号 -) 県 郡・市					
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)						
	他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称					
	兼務する職種及び勤務時間等						
サービス 責任者	フリガナ 氏 名			生年月日	年 月 日		
	住 所	(郵便番号 -) 県 郡・市					
実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の実施について定めてある条例等				第 条 第 項 第 号			
○運営・設備に関する基準の確認に必要な事項							
利用者の推定数 (人)							
営業日(該当する 日に○)	日	月	火	水	木	金	土 祝
	その他(年末年始等)						
営業時間	平日	:		~		:	
	土曜	:		~		:	
	日・祝	:		~		:	
利用料							
その他の費用							
通常の事業の実施 地域							

(備考)

1. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
2. 更新の場合には、「利用者の推定数」欄は前年度の平均利用者数を記入してください。
3. 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容についても記載してください。

付表11 共同生活援助事業所の指定に係る記載事項

主たる事業所	フリガナ 名称						
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市					
	連絡先	電話番号		FAX			
	E-Mail						
管理者	フリガナ 氏名			生年月日	年 月 日		
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市					
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)						
	他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称					
		兼務する職種及び勤務時間等					
サ ー ビ ス 管 理 責 任 者	フリガナ 氏名			生年月日	年 月 日		
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市					
	実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の実施について定めてある条例等 第 条 第 項 第 号						
○運営・設備に関する基準の確認に必要な事項							
サービスの提供形態(該当部分に○)	介護サービス包括型		生活支援員の業務の外部委託の予定		有	無	
	日中サービス支援型				有の場合の月間時間数		
	外部サービス利用型		受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地			別紙のとおり	
利用定員(人)							
利用者の推定数(人)							
指定生活介護事業所等との連携体制	連携する施設の種別				施設名		
	支援体制の概要						
協力医療機関	名称			主な診療科名			
協力歯科医療機関	名称						

○共同生活住居の情報

共同生活住居① (主たる事業所)	フリガナ 名称						
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市					
	連絡先	電話番号			FAX		
	住居区分	一戸建て	アパート	マンション	その他		
	建物所有者名						
	賃貸借契約の内容	家賃月額(円)					
		契約期間	～				
	住居の利用定員(人)			居室数	室(うち個室 室)		
	入居者1人当たりの居室の最小床面積(m ²)						
	一体的に運営するサテライト型住居数(箇所)						
	主たる対象者 (対象とするものに○)	身体障がい			知的障がい		
		精神障がい			難病等対象者		
	共同生活住居②	フリガナ 名称					
所在地		(郵便番号 -) 県 郡・市					
連絡先		電話番号			FAX		
住居区分		一戸建て	アパート	マンション	その他		
建物所有者名							
賃貸借契約の内容		家賃月額(円)					
		契約期間	～				
住居の利用定員(人)				居室数	室(うち個室 室)		
入居者1人当たりの居室の最小床面積(m ²)							
一体的に運営するサテライト型住居数(箇所)							
主たる対象者 (対象とするものに○)		身体障がい			知的障がい		
		精神障がい			難病等対象者		
共同生活住居③		フリガナ 名称					
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市					
	連絡先	電話番号			FAX		
	住居区分	一戸建て	アパート	マンション	その他		
	建物所有者名						
	賃貸借契約の内容	家賃月額(円)					
		契約期間	～				
	住居の利用定員(人)			居室数	室(うち個室 室)		
	入居者1人当たりの居室の最小床面積(m ²)						
	一体的に運営するサテライト型住居数(箇所)						
	主たる対象者 (対象とするものに○)	身体障がい			知的障がい		
		精神障がい			難病等対象者		

○サテライト型住居の情報

サテライト型住居①	フリガナ 名称						
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市					
	連絡先	電話番号			FAX		
	住居区分	一戸建て	アパート	マンション	その他		
	建物所有者名						
	賃貸借契約の内容	家賃月額(円)					
		契約期間	~				
	住居の利用定員(人)			居室の最小床面積(m ²)			
	本体住居の名称						
	本体住居との距離(km)						
	主たる対象者 (対象とするものに○)	身体障がい			知的障がい		
精神障がい				難病等対象者			
サテライト型住居②	フリガナ 名称						
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市					
	連絡先	電話番号			FAX		
	住居区分	一戸建て	アパート	マンション	その他		
	建物所有者名						
	賃貸借契約の内容	家賃月額(円)					
		契約期間	~				
	住居の利用定員(人)			居室の最小床面積(m ²)			
	本体住居の名称						
	本体住居との距離(km)						
	主たる対象者 (対象とするものに○)	身体障がい			知的障がい		
精神障がい				難病等対象者			
サテライト型住居③	フリガナ 名称						
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市					
	連絡先	電話番号			FAX		
	住居区分	一戸建て	アパート	マンション	その他		
	建物所有者名						
	賃貸借契約の内容	家賃月額(円)					
		契約期間	~				
	住居の利用定員(人)			居室の最小床面積(m ²)			
	本体住居の名称						
	本体住居との距離(km)						
	主たる対象者 (対象とするものに○)	身体障がい			知的障がい		
精神障がい				難病等対象者			

(備考)

1. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
2. 更新の場合には、「利用者の推定数」欄は前年度の平均利用者数を記入してください。
3. 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容についても記載してください。

付表12 障がい者支援施設の指定に係る記載事項

施設	フリガナ 名称					
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市				
	連絡先	電話番号		FAX		
	E-Mail					
管理者	フリガナ 氏名		生年月日	年	月	日
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市				
	当該施設で兼務する他の職種(兼務の場合記入)					
	他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称				
		兼務する職種及び勤務時間等				
サ ー ビ ス 管 理 責 任 者	フリガナ 氏名		生年月日	年	月	日
	住所	(郵便番号 -) 県 郡・市				
実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の実施について定めてある条例等		第 条 第 項 第 号				
○運営・設備に関する基準の確認に必要な事項						
居室	1室の最大定員(人)					
	入所者1人あたりの最小床面積(m ²)					
廊下	廊下の幅(m)					
	中廊下の幅(m)					
既存施設からの移行の場合	既存施設名					
	施設種別					
	経過措置	有	無			
	特定旧法受給者数(人)					
協力医療機関	名称			主な診療科名		
協力歯科医療機関	名称					
(就労移行支援を行う場合のみ)提携就労支援機関		名称				

○昼間実施サービス及び施設入所支援に係る記載事項

昼間実施サービスの種類		生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援 (一般型)	就労移行支援 (資格取得型)	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	
	実施有無								
	利用者の推定数								
	昼間多機能の実施		有		無		昼間の総定員数(人)		
(生活介護を行う場合のみ) 利用者の推定数(人)	施設が申告する障がい支援区分の平均値								
	サービス単位	4未満			4以上5未満		5以上		
	サービス単位1								
	サービス単位2								
昼間実施サービスの定員(人)	サービス単位3								
	介護給付対象者	訓練等給付対象者			特定旧法受給者		合計		
	定員緩和措置の有無				有		無		
施設入所支援の定員(人)				他の社会福祉施設との併設		有 無			
	併設施設の定員(人)				併設施設の種別				
施設入所支援の利用者の推定数	サービス単位1								
	サービス単位2								
	サービス単位3								
短期入所の実施	併設型	空床型			無				
	短期入所の利用者の推定数(人)								
営業日(該当する日に○)	日	月	火	水	木	金	土	祝	
	その他(年末年始等)								
営業時間	平日	:			~		:		
	土曜	:			~		:		
	日・祝	:			~		:		
利用料									
その他の費用									
通常の事業の実施地域									

(備考)

1. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
2. 更新の場合には、「利用者の推定数」欄は前年度の平均利用者数を記入してください。
3. 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容についても記載してください。

付表13 指定一般相談支援事業所の指定に係る記載事項

サービス種別(申請するものに○)		地域移行支援			地域定着支援			
事業所	フリガナ 名 称							
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	連絡先	電話番号		FAX				
	E-Mail							
管理者	フリガナ 氏 名		生年月日		年	月	日	
	住 所	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	当該事業所における相談支援専門員との兼務の有無				有	無		
	他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称	兼務する職種及び勤務時間等					
指定地域相談支援の提供に当たる者	フリガナ 氏 名		生年月日		年	月	日	
	住 所	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	フリガナ 氏 名		生年月日		年	月	日	
	住 所	(郵便番号 -) 県 郡・市						
	フリガナ 氏 名		生年月日		年	月	日	
	住 所	(郵便番号 -) 県 郡・市						
実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の実施について定めてある条例等				第 条 第 項 第 号				
○運営・設備に関する基準の確認に必要な事項								
常時の連絡体制の確保の具体的方法(地域定着支援のみ)								
営業日(該当する日に○)	日	月	火	水	木	金	土	祝
	その他(年末年始等)							
営業時間	平日	:		~			:	
	土曜	:		~			:	
	日・祝	:		~			:	
その他の費用								
通常の事業の実施地域								

(備考)

1. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
2. 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容についても記載してください。

様式第2号（第3条関係）

特定障がい福祉サービス事業所
指定障がい者支援施設 変更指定申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地
申請者 名称
代表者

表題の事業所・施設に係る変更指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

法人番号(13桁)

申請者 (設置者)	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号	-)		
		県		郡・市		
	連絡先	電話番号		(内線)	FAX番号	
	E-mailアドレス					
	法人等の種類					
	代表者の職・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日	
	代表者の住所	(郵便番号	-)		
		県		郡・市		
変更 指定を 受けよ うと する 事業所 ・施設 の種類	フリガナ					
	名称					
	事業所(施設)の所在地	(郵便番号	-)		
		県		郡・市		
	多機能型事業所に係る指定の申請の場合は○					
	同一所在地において 行う事業等の種類	共生型サービスの 指定を受けて いるものに○	変更指定申請をする 事業等の事業開始予 定年月日	様式(付表)	他の法律において既に 指定を受けている事業 等の指定年月日	備考
	社特 サ定 業障 所ビ が ス い 事福					
	指 支 定 援 障 施 が い 者					
【既に指定を受けている場合】事業所番号						
(備考)						

- 「法人等の種類」欄には、「社会福祉法人(社協以外)」、「社会福祉法人(社協)」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人(NPO)」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体(都道府県)」、「地方公共団体(市町村)」、「地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)」、「非法人」、「その他」のいずれかを記載してください。
- 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をする事業及び既に指定を受けている事業を記載してください。
- 「【既に指定を受けている場合】事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。

様式第四号から様式第七号の二までの様式中「(姓名)又(姓)名」を削る。
様式第七号の三を次のように改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

告示

福岡県告示第二百五十八号

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程（昭和三十二年九月福岡県告示第八百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「並びに令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」を、「令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害、令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害、令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害並びに令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害」に改める。

第十一条第三項から第五項までの規定中「第五条第三項ただし書」を「第五条第四項ただし書」に改める。

別表農地災害復旧緊急支援事業の項中「並びに令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」を、「令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害、令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害、令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害並びに令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の規定は、令和六年度の補助金から適用する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十一号

福岡県条例の一部を改正する条例

福岡県条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「数量」の下に「（第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、第四十七条の二十四第一項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

第九十九条第一項中「又は第四十七条の二十七」を、「第四十七条の二十七又は付則第九条の二の七の二第五項」に改め、同項に次の一号を加える。

五 付則第九条の二の七の二第五項に規定する同条第三項の規定による届出をした特

例対象事業者 同条第五項に規定する帳簿

付則第八条第一項及び第三項から第五項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第六項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改め、同条第九項から第十二項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第十四項を削り、同条第十五項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同

条中第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とする。

付則第八条の四第一項、第二項及び第四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

付則第九条の二の七に次の一項を加える。

6 鉄道事業又は軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百五条第二項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第二百九条第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。次条において「特例対象事業者」という。）のうち同条第一項の規定の適用を受けた者が、令和九年三月三十一日までに、当該適用を受けて製造を行った炭化水素油（第四十六条第三項に規定する炭化水素油をいう。次条第一項及び第二項において同じ。）である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第四十七条第一項（第五号）軽油の消費に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

付則第九条の二の七の次に次の一条を加える。

（軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例）

第九条の二の七の二 前条第一項第三号に掲げる軽油の引取りを行った特例対象事業者が、令和九年三月三十一日までに、当該引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合（鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限る。以下この項において同じ。）は、第四十七条の二十四第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この項の規定の適用を受けて製造を行った炭化水素油が軽油である場合において、当該適用を受けた特例対象事業者が、同日までに、当該軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合も、同様とする。

2 前項の規定の適用を受けて製造を行った炭化水素油が軽油である場合には、第四十七条の二十六第二項の規定は、適用しない。

3 特例対象事業者は、第一項の規定の適用を受けようとするときは、同項の製造を行う場所及び期間その他の施行規則で定める事項を事前に届け出なければならない。

4 特例対象事業者は、前項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞

なく、その旨を同項の規定に準じて知事に届け出なければならない。

5 第三項の規定による届出をした特例対象事業者は、帳簿を備え、第一項の製造に関する事項その他の施行規則で定める事項をこれに記載しなければならない。付則第九条の二の十二第一項から第三項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「車両総重量」の下に「（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）」を、「トラック」の下に「（施行規則で定める被けん引自動車を除く。）」を加え、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の福岡県税条例（次条において「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第三条 新条例第四十七条第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日以前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第九条の二の七第六項の規定は、施行日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

3 新条例付則第九条の二の七第二項の規定は、施行日以後の炭化水素油（福岡県

税条例第四十六条第三項に規定する炭化水素油をいう。)の製造について適用する。

(自動車税に関する経過措置)

第四条 令和六年四月三十日までに取得されたこの条例による改正前の福岡県税条例付則第九条の二の十二第四項及び第五項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十一号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第七号の表新事業支援課の項中「新事業支援課」を「スタートアップ推進課」に改め、同表新産業振興課の項中「新産業振興課」を「先端技術産業振興課」に改める。

第八条第七項中「第七条各項」を「第七条第二項及び第三項」に改め、「又は各室」、「又は室」及び「又は副室長」を削る。

第三十二条の二の三(見出しを含む。)中「新事業支援課」を「スタートアップ推進課」に改め、同条第二号イ中「海外投資」を「海外展開」に改め、同条第三号ロ中「ベンチャー支援」を「スタートアップ及びベンチャー企業の支援」に改める。

第三十三条の見出し及び同条第一項中「新産業振興課」を「先端技術産業振興課」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 先端技術産業の振興に関すること。

第三十三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「新産業振興課」を「先端技術産業振興課」に、「前項第三号から第六号まで」を「前項第二号から第五号まで」に改める。

第六十五条第一項第一号の表福岡県私立学校審議会の項中「第九条」を「第八条」に改める。

第九十二条第一号ロ中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(7)までを(2)から(6)までとする。

第百条中「に所長」の下に「及び児童福祉法務専門監」を加える。

第二条 福岡県行政組織規則の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中「庶務係 秘書係」を「秘書第一係 秘書第二係」に改め、同条第二項第五号の表福祉総務課の項中「地域福祉係」の下に「災害救助・生活再建支援係」を加え、同条第二項第七号の表中小企業振興課の項中「経営支援係」を「経営支援第一係 経営支援第二係」に改め、同条第二項第八号の表経営技術支援課の項中「女性農業者支援係 経営企画係」を「普及総務係 普及企画係」に改め、同条第二項第十号の表都市計画課の項中「開発第一係 開発第二係 盛土規制係」を削り、同項の次に次のように加える。

開発・盛土指導課	指導係	盛土規制係	開発第一係	開発第二係
----------	-----	-------	-------	-------

第八条第十項中「、同課管理第二係にあつては係長のほか車庫長を」を削る。

第九条第二項中「庶務係」を「秘書第一係」に改め、同条第三項中「秘書係」を「秘書第二係」に改める。

第十二条第一号中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 職員研修所に関すること。

第十二条第三号ハを削る。

第二十条の十一第一項中第九号を第十二号とし、第二号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 自転車活用推進法(平成二十八年法律第百十三号)の規定に基づく自転車活用推進計画に関すること。

第二十条の十一第一項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の施行に関すること。

二 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)の

規定に基づく地域公共交通計画に関すること。

第二十条の十一第二項中「前項第一号、第二号及び第七号から第九号まで」を「前項第二号から第五号まで及び第十号から第十二号まで」に改め、同条第三項中「第一項第四号及び第五号」を「第一項第一号、第七号及び第八号」に改める。

第二十条の十七第一項中第十八号を第十九号とし、第六号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）の規定に基づく特定居住に係る広域的地域活性化基盤整備計画に関すること。

第二十条の十七第二項中「第十号及び第十六号から第十八号まで」を「第十一号及び第十七号から第十九号まで」に改め、同条第三項中「第六号及び第十一号から第十五号まで」を「第七号及び第十二号から第十六号まで」に改める。

第三十一条の七の四第四項中「第一項第一号から第五号まで」を「第一項第二号及び第三号」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 福祉総務課課災害救助・生活再建支援係の所掌事務は、第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる事務とする。

第三十一条の七の五を次のように改める。

（子ども未来課の所掌事務）

第三十一条の七の五 第七条第二項に規定する福祉労働部子ども未来課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 児童福祉法の施行に関する事務のうち、同法第六条の三第二項に規定する放課

後児童健全育成事業に関すること。

二 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第三項第三号に規定する第二種社会福祉事業及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の施行に関する事務に従事する職員の訓練に関すること。

三 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の施行に関すること。

四 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関すること。

五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

六 児童手当法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

七 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）の施行に関すること。

八 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

九 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）の施行に関すること。

十 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）の施行に関する事務のうち、自立相談支援事業（子育て世帯に係るものに限る。）及び子どもの学習・生活支援事業に関すること。

十一 子ども基本法（令和四年法律第七十七号）の施行に関すること。

十二 少子化対策の総合企画、調査及び調整に関すること。

十三 出会い・結婚応援に関すること。

十四 子どもまんなか社会づくりの推進に関すること。

十五 子ども及びひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。

十六 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉に関すること。

十七 ヤングケアラーに関すること。

十八 放課後対策に関すること。

十九 子ども食堂に関すること。

二十 こどもの居場所づくりに関すること。

二十一 子ども手当に関する事務のうち、他課に属しないこと。

二十二 庶務に関すること。

二十三 財務会計に関すること。

2 子ども未来課子ども企画係の所掌事務は、前項第十三号から第十五号まで、第二十二号及び第二十三号に掲げる事務とする。

3 子ども未来課こどもの育ち・ひとり親支援係の所掌事務は、第一項第二号、第四号、第十号、第十六号及び第十七号に掲げる事務とする。

4 子ども未来課居場所づくり係の所掌事務は、第一項第一号及び第十八号から第二十号までに掲げる事務とする。

5 子ども未来課児童扶養手当係の所掌事務は、第一項第三号、第五号、第六号及び

第二十一号に掲げる事務とする。

第三十二条の二の二第三号中イを削り、ロをイとし、ハを削り、ニをロとし、ホからトまでをハからホまでとし、チを削り、リをへとし、ヌからワまでをトからヌまでとし、同条第四号中「経営支援係」を「経営支援第一係」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）の施行に関すること。

ロ 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）の施行に関すること。

第三十二条の二の二第四号ホを次のように改める。

ホ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）の施行に関すること。

第三十二条の二の二第四号中ハ及びトを削り、チをへとし、リをトとし、ヌを削り、同条に次の一号を加える。

五 経営支援第二係

イ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ロ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）の施行に関すること。

ハ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）の施行に関すること。

ニ 中小企業施策の普及に関すること。

ホ 中小企業の経営に関する情報の収集及び提供に関すること。

ヘ 公益財団法人福岡県中小企業振興センターに関する事（海外事務所に関するものを除く。）。

第三十二条の二の三を次のように改める。

（スタートアップ推進課の所掌事務）

第三十二条の二の三 第七条第二項に規定する商工部スタートアップ推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関すること。
- 二 スタートアップ、ベンチャー企業等の支援拠点に関する事。

三 産業デザインに関する事。

四 海外展開の支援に関する事。

五 貿易の振興に関する事。

六 貿易に関する団体の指導育成に関する事。

七 経済交流拠点の形成に関する事。

八 創業支援に関する事。

九 スタートアップ及びベンチャー企業の支援に関する事。

十 庶務に関する事。

十一 財務会計に関する事。

2 スタートアップ推進課新分野推進係の所掌事務は、前項第一号、第三号、第十号及び第十一号に掲げる事務とする。

3 スタートアップ推進課海外展開支援係の所掌事務は、第一項第四号から第七号までに掲げる事務とする。

4 スタートアップ推進課創業支援係の所掌事務は、第一項第八号及び第九号に掲げる事務とする。

第四十三条の三第一号中「女性農業者支援係」を「普及総務係」に改め、同号イを次のように改める。

イ 農業改良資金、日本政策金融公庫資金等の融資対象事業の指導に関する事。

第四十三条の三第一号中ロ及びハを削り、ニをロとし、ホからトまでをハからホまでとし、同条第二号中「経営企画係」を「普及企画係」に改め、同号ハ及びニを次のように改める。

ハ 農業改良助長法の施行に関する事務のうち、他課及び他室に属さないこと。

ニ 女性農業者の支援に関する事。

第四十三条の三第三号中へをトとし、イからホまでをロからへまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）の施行に関する事。

第五十六条第三号イ及びロ中「都市計画課」の下に「、開発・盛土指導課」を加える

る。

第五十七条第五号から第七号までを削り、同条の次に次の一条を加える。

(開発・盛土指導課の所掌事務)

第五十七条の二 第七条第二項に規定する建築都市部開発・盛土指導課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 指導係

イ 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)の施行に關する事務のうち、他係に属しないこと。

ロ 庶務に關すること。

ハ 財務会計に關すること。

二 盛土規制係

イ 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に關する事務のうち、基礎調査及び区域指定に關すること並びに宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に關する工事等の規制に係るもので他係に属しないこと。

三 開発第一係

イ 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の施行に關する事務のうち、優良宅地及び優良住宅の認定に係るもので他係に属しないこと。

ロ 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に關する事務のうち、同法第十五条第二項又は第三十四条第二項の規定により宅地造成等に關する工事の許可を受けたものときなされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときにおける中間検査又は定期の報告に係るもので他係に属しないこと。

ハ 流通業務市街地の整備に關する法律の施行に關する事務のうち、流通業務地区における施設の建設等の規制に係るもので他係に属しないこと。

ニ 都市計画法の施行に關する事務のうち、開発行為等の規制に係るもので他係に属しないこと。

ホ 福岡県福祉のまちづくり条例の施行に關する事務のうち、住宅開発団地に係るもので他係に属しないこと。

ヘ 福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に關する条例(平成十六年福岡県条例第二十一号)の施行に關する事務のうち、他係に属しないこと。

四 開発第二係

イ 租税特別措置法の施行に關する事務のうち、優良宅地及び優良住宅の認定に係るもので、直方市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、朝倉郡、三井郡、京都郡及び築上郡の区域に係るものに關すること。

ロ 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に關する事務のうち、同法第十五条第二項又は第三十四条第二項の規定により宅地造成等に關する工事の許可を受けたものときなされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときにおける中間検査又は定期の報告に係るもので、直方市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、朝倉郡、三井郡、京都郡及び築上郡の区域に係るものに關すること。

ハ 流通業務市街地の整備に關する法律の施行に關する事務のうち、流通業務地区における施設の建設等の規制に係るもので、直方市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、朝倉市、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、朝倉郡、京都郡及び築上郡の区域に係るものに關すること。

ニ 都市計画法の施行に關する事務のうち、開発行為等の規制に係るもので、直方市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、朝倉郡、三井郡、京都郡及び築上郡の区域に係るものに關すること。

ホ 福岡県福祉のまちづくり条例の施行に關する事務のうち、住宅開発団地に係るもので、直方市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、朝倉郡、三井郡、京都郡及び築上郡の区域に係るものに關すること(土地区画整理事業により開発されるものを除く)。

ヘ 福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に關する条例の施行に關する事務のうち、中間市、小郡市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡及び京都郡の区域に係るものに關すること。

第六十二条第五号ニからへまでの規定中「新社会推進部」を「人づくり・県民生活

部」に改める。
第六十五条第一項第一号の表福岡県開発審査会の項中「都市計画課」を「開発・盛土指導課」に改める。

第九十九条の表福岡県久留米児童相談所の項中 「相談支援係」を「相談支援第一係」に改め、同表福岡県京築児童相談所の項中「相談支援係」を「相談支援第二係」に改め、同表福岡県京築児童相談所の項中「相談支援係」を「相談支援係」に改める。

一係

二係 に改め、同表福岡県京築児童相談所の項中「相談支援係」を「相談支援係」に改める。

に改める。

「第百一条第二項第二号口中「相談支援係」を「相談支援第一係」に改め、同号に次のように加える。

ハ 相談支援第二係

(1) ロに規定する事務

第百一条第二項第三号ロ(1)中「前項第二号ロ」を「前号ロ」に改め、同号ロ(2)を削り、同条第六項に次の一号を加える。

三 保護課

イ 第一項第五号に規定する事務

第二百三十一条第一項の表福岡県朝倉県土整備事務所の項中 「災害事業センター」を「災害事業室」に改め、同表福岡県八女県土整備事務所の項中「都市施設整備課」を「都市施設整備課」に改め、同条第三項の表福岡県北九州県土整備事務所宗像支域を含む。」を削る。

「災害事業室

を 災害河川係 に改め、同表福岡県八女県土整備事務所の項中「都市施設整備課

災害砂防係」

」を 「都市施設整備課」に改め、同条第三項の表福岡県北九州県土整備事務所宗像支

災害事業室

所の項中「(第二百三十三条第十五項第三号に規定する事務にあつては、遠賀郡の区

域を含む。）」を削る。

第二百三十二条第四項中「及び福岡県朝倉県土整備事務所」を削り、「筑紫野古賀

線バイパス建設室及び」を「筑紫野古賀線バイパス建設室、福岡県朝倉県土整備事務所及び福岡県八女県土整備事務所の災害事業室並びに」に改める。

第二百三十三条第六項第五号中「災害事業センター」を「災害事業室」に改め、同号イ中「災害河川課」を「災害河川係」に改め、同号ロ中「災害砂防課」を「災害砂防係」に改め、同条第七項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 災害事業室

イ 広川の浸水対策事業に関する事。

附則

(施行期日)

1 この規則中第一条の規定は令和七年四月一日から、第二条及び次項の規定は令和七年四月八日から施行する。

(福岡県開発登録簿閲覧規則の一部改正)

2 福岡県開発登録簿閲覧規則(昭和四十六年福岡県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

に改正する。

第二条中「都市計画課」を「開発・盛土指導課」に改める。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十二号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三号及び第十一条の二第一項第三号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に、「移転料」を「家族移転費」に改める。

第二十条第十五項第二号中ヤをマとし、タからクまでをレからヤまでとし、ヨの次

に次のように加える。

タ 法第五十五条の十一の規定に基づき、特定被保護者の氏名その他必要な事項を知事に通知し、その旨を当該特定被保護者に通知し、及び特定被保護者対象事業の利用状況を把握し、自立助長のために必要な措置を講ずること。

第二十二條第四号を削る。

第二十四條第一号イ中「第二十一條の五の二十第一項」を「第二十一條の五の二十一第一項」に改め、同号テ中「第七号の二及び第七号の三」を「から第七号の三まで」に改め、「費用」の下に「(同条第七号に規定する里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を除く。)」を加え、「本人及び」を「本人又は」に改める。

第二十五條第一号イ中「規定する費用」の下に「(里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を除く。)」を加え、「扶養義務者の費用」を「その扶養義務者」に改める。

第七十條第十項第二号イ中「第六條の二第五項」の下に「又は法第十八條第十八項」を加え、同号ロ中「第七條の二第六項」の下に「又は法第十八條第二十七項」を加え、同号ハ中「第七條の四第六項」の下に「又は法第十八條第三十六項」を加え、同項第八号イ中「第八條」を「第七條」に改め、同号ロからホまでを削り、同号ヘ中「第十七條」を「第十五條」に、「特定建築物の」を「法第十條第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の」に、「に、特定建築物」を「に、当該建築物」に、「立ち入り、特定建築物」を「立ち入り、当該建築物」に改め、同号ヘを同号ロとし、同号中トからタまでを削り、レをハとする。

第二條 福岡県事務委任規則の一部を次のように改正する。

第二十四條ただし書中「キ」を「シ」に改め、同條第一号ク中「第十一項」を「第二十項」に改め、同号中、ヘを、ズとし、フからホまでをアからリまでとし、同号ケ中「第三十三條第六項」を「第三十三條第十五項」に改め、同号ケを同号テとし、同号マ中「第三十三條第五項」を「第三十三條第十四項」に改め、同号マを同号エとし、同号ヤ中「第三十三條第四項及び第九項」を「第三十三條第十三項及び第十八項」に改め、同号ヤを同号コとし、同号クの次に次のように加える。

ヤ 法第三十三條第三項の規定に基づき、一時保護状を請求すること。

マ 法第三十三條第七項の規定に基づき、裁判官が一時保護状の請求を却下する裁判をしたときに、速やかに一時保護を解除すること。

ケ 法第三十三條第七項ただし書の規定に基づき、裁判の取消しを請求すること。

フ 法第三十三條第九項の規定に基づき、一時保護状の請求についての裁判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うこと。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二條の規定は、令和七年六月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第三条において準用する同条例第二條第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十三号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則(昭和五十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一 本庁の表第七号の二中「副課(室)長」を「副課長」に、「当該課(室)」を「当該課」に、「課(室)長」を「課長」に改め、同表第十一号から第十四号の三までの規定中「副課(室)長」を「副課長」に改め、同表中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とする。

別表の二 出先機関の表中第十一号の二を第十一号の二の三とし、第十一号の二を第十一号の二の二とし、第十一号の次に次のように加える。

11の2	児童福祉法務 専門監	上司の命を受け、当該出先機関の児童の福祉に関する事務のうち法律的専門事項に関するものを掌理する。
------	---------------	--

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表の一 本庁の表の改正規定（同表中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とする部分に限る。）は、令和七年四月八日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第5号

本庁

出先機関

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

第一条 福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表公害対策事務関係の項担当事務の欄第四号口中「に基づき、同条第一項及び第二項の規定により業者が行った測定の結果を受領する」を「基づく報告を受け付け、本庁に送付する」に改める。

別表中

ベンチャー創出事務及び連絡事務関係	港区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及びその近県一円	新事業支援課	一 ベンチャー企業等の誘致に関すること。 二 ベンチャー企業等とのネットワークの形成に関すること。 三 連絡事務に関すること。
-------------------	----	--------------------------	--------	---

スタートアップ及びベンチャー創出事務並びに連絡事務関係	港区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及びその近県一円	スタートアップ推進課	一 スタートアップ、ベンチャー企業等の誘致に関すること。 二 スタートアップ、ベンチャー企業等とのネットワークの形成に関すること。 三 連絡事務に関すること。
-----------------------------	----	--------------------------	------------	---

改める。

第二条 福岡県職員の駐在に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中

スタートアップ及びベンチャー創出事務並びに連絡事務関係	港区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及びその近県一円	スタートアップ推進課	一 スタートアップ、ベンチャー企業等の誘致に関すること。 二 スタートアップ、ベンチャー企業等とのネットワークの形成に関すること。 三 連絡事務に関すること。
-----------------------------	----	--------------------------	------------	---

スタートアップ及びベンチャー創出事務並びに連絡事務関係	福岡市	福岡県及びその近県一円	スタートアップ推進課	一 スタートアップ、ベンチャー企業等の誘致に関すること。 二 スタートアップ、ベンチャー企業等とのネットワークの形成に関すること。 三 連絡事務に関すること。
-----------------------------	-----	-------------	------------	---

改める。

附則

この訓令中第一条の規定は令和七年四月一日から、第二条の規定は令和七年四月二十四日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第6号

本庁

出先機関

福岡県警察本部

福岡県教育庁

福岡県監査委員事務局

福岡県人事委員会事務局

福岡県労働委員会事務局
福岡県議会事務局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号の二中「又は室」及び「又は副室長」を削る。

第六条第六項第一号を削り、同項第二号中「規則」を「条例、規則」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

第七条の表知事部局の部県土整備事務所の款所長の決裁事項の項中「及び福岡県朝倉県土整備事務所災害事業センター」を削り、同款センター長の決裁事項の項中「又は主務課の副長」を削る。

別表一第十四項副知事専決事項の欄中「第二十条第三項」を「第二十二條第二項」に、「移転料」を「家族移転費」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第七条の表の改正規定は、令和七年四月八日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程第一号

福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

福岡県新型インフルエンザ等対策本部長

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する規程

福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程（平成二十五年七月福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程第一号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「企業局長」を「企業管理者」に改める。
別表第一中

企業部 企業局長

企業局管理課長

を

企業部 企業管理者

企業局長

に改める。

別表第二中

福祉労働部				福祉労働部			
人権・同和対策局	労働局	障がい福祉班	保護・援護班	人権・同和対策局	労働局	障がい福祉班	保護・援護班
調整班	労働政策班	子ども福祉班	子ども未来班	調整班	労働政策班	子ども福祉班	子ども未来班
職業能力開発班	就業支援班	子育て支援班	子育て支援班	職業能力開発班	就業支援班	子育て支援班	子育て支援班
職業能力開発班	就業支援班	子ども福祉班	子ども福祉班	職業能力開発班	就業支援班	子ども福祉班	子ども福祉班
調整課長	労働政策課長	障がい福祉課長	保護・援護課長	調整課長	労働政策課長	障がい福祉課長	保護・援護課長
調整課長	労働政策課長	子ども福祉課長	子ども未来課長	調整課長	労働政策課長	子ども福祉課長	子ども未来課長
調整課長	労働政策課長	子ども福祉課長	子ども未来課長	調整課長	労働政策課長	子ども福祉課長	子ども未来課長

を

に、

福祉労働部				福祉労働部			
人権・同和対策局	労働局	障がい福祉班	保護・援護班	人権・同和対策局	労働局	障がい福祉班	保護・援護班
調整班	労働政策班	子ども福祉班	子ども未来班	調整班	労働政策班	子ども福祉班	子ども未来班
職業能力開発班	就業支援班	子育て支援班	子育て支援班	職業能力開発班	就業支援班	子育て支援班	子育て支援班
職業能力開発班	就業支援班	子ども福祉班	子ども福祉班	職業能力開発班	就業支援班	子ども福祉班	子ども福祉班
調整課長	労働政策課長	障がい福祉課長	保護・援護課長	調整課長	労働政策課長	障がい福祉課長	保護・援護課長
調整課長	労働政策課長	子ども福祉課長	子ども未来課長	調整課長	労働政策課長	子ども福祉課長	子ども未来課長
調整課長	労働政策課長	子ども福祉課長	子ども未来課長	調整課長	労働政策課長	子ども福祉課長	子ども未来課長

県土整備部							
砂防班	港湾班	河川整備班	河川管理班	道路建設班	道路維持班	用地班	企画班
砂防課長	港湾課長	河川整備課長	河川管理課長	道路建設課長	道路維持課長	用地課長	企画課長
県土整備総務班							県土整備総務課長

商工部							
商工政策班				商工政策課長			
観光局		企業立地班		工業保安班		自動車・水素産業振興班	
観光振興班	観光政策班	企業立地課長	工業保安課長	自動車・水素産業振興課長	先端技術産業振興班	中小企業技術振興班	スタートアップ推進班
観光振興課長	観光政策課長	企業立地課長	工業保安課長	自動車・水素産業振興課長	先端技術産業振興課長	中小企業技術振興課長	スタートアップ推進課長

商工部							
商工政策班				商工政策課長			
観光局		企業立地班		工業保安班		自動車・水素産業振興班	
観光振興班	観光政策班	企業立地課長	工業保安課長	自動車・水素産業振興課長	新産業振興班	中小企業技術振興班	新事業支援班
観光振興課長	観光政策課長	企業立地課長	工業保安課長	自動車・水素産業振興課長	新産業振興課長	中小企業技術振興課長	新事業支援課長

を

に、

を

建築都市部							
営繕設備班	県営住宅班	住宅計画班	下水道班	公園街路班	建築指導班	開発・盛土指導班	都市計画班
営繕設備課長	県営住宅課長	住宅計画課長	下水道課長	公園街路課長	建築指導課長	開発・盛土指導課長	都市計画課長
建築都市総務班							建築都市総務課長

建築都市部							
営繕設備班	県営住宅班	住宅計画班	下水道班	公園街路班	建築指導班	都市計画班	建築都市総務班
営繕設備課長	県営住宅課長	住宅計画課長	下水道課長	公園街路課長	建築指導課長	都市計画課長	建築都市総務課長

県土整備部							
水資源対策班							
水資源対策班	砂防班	港湾班	河川整備班	河川管理班	道路建設班	道路維持班	用地班
水資源対策課長	砂防課長	港湾課長	河川整備課長	河川管理課長	道路建設課長	道路維持課長	用地課長
県土整備企画班							県土整備企画課長
県土整備総務班							県土整備総務課長

水資源対策班							
水資源対策課長							

に改める。

を

に、

附則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第二建築都市部の項の改正規定は、令和七年四月八日から施行する。

正 誤

7・2・25	発行年月日
574 増刊①	番公 号報
条例	種 類
1	番同 号上
4	ペ ー ジ
	上
○	下
後ろ から9	欄
	行
	備考
号)の。一。部。を。次。の。よ。う。に。改。正。す。る。 第。十。三。条。中。一。懲。役。を。一。拘。禁。刑。に。改。め。る。	正
号)の。一。部。を。次。の。よ。う。に。改。正。す。る。	誤